

P37

第3章―第3節―7基本目標―7 情報・コミュニケーション（つながる）―

(1) コミュニケーションの確保

■当初

No.	事業名	事業概要	担当課
1	手話通訳者設置事業	地域生活支援事業として、聴覚障害者の意思疎通の円滑化を図るため、市役所等に手話通訳者を設置する。	福祉課

■修正

No.	事業名	事業概要	担当課
1	コミュニケーション手段の確保	聴覚障害者の意思疎通の円滑化を図るため、市役所各課に筆談用ボード等を配置する等、各種のコミュニケーション手段の確保に努める。	福祉課